

(別添)

福島再生加速化交付金新規事業36事業一覧表

平成26年3月4日時点

事業(柱)	番号	事業名	関係省庁	国補助率 (代表値)	地方公共団体 補助率(代表値)
生活 拠点整備	1	福島再生賃貸住宅整備事業	国土交通省	7/8※	1/8※
	2	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		7/8※	1/8※
	3	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		7/8	1/8
	4	学校施設環境改善事業	文部科学省	2/3等※	1/3等※
	5	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		3/4※	1/4※
	6	埋蔵文化財発掘調査事業		3/4等※	1/4等※
生活環境 向上対策	7	生活環境向上支援事業	復興庁	定額	—
	8	水道施設整備事業	厚生労働省	2/3	1/3
	9	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣府 原子力被災者生活 支援チーム	定額	—
健康管理・ 健康不安対策	10	放射線測定装置・機器等整備支援事業	原子力規制庁	定額	—
	11	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣府 原子力被災者生活 支援チーム	定額	—
	12	相談員育成・配置事業		定額	—
	13	保健衛生施設等施設・設備整備事業	厚生労働省	3/4	1/4
	14	被災者生活支援事業		定額	—
15	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	定額		—	
社会福祉 施設整備	16	地域介護・福祉空間整備推進事業	厚生労働省	定額	—
	17	社会福祉施設等施設整備事業		5/8	1/8
	18	介護基盤復興まちづくり整備事業		定額	—
	19	介護基盤の緊急整備特別対策事業		定額	—
	20	定期借地権利用による整備促進特別対策事業		1/2	—
	21	施設開設準備経費助成特別対策事業		定額	—
	22	保育所緊急整備事業		5/8※	1/8※
	23	放課後児童クラブ整備事業		1/2※	1/6※
	24	児童福祉施設等整備事業		5/8※	1/8※
	25	子育て支援のための拠点施設整備事業		3/4	1/4
	26	認定こども園整備事業		5/8	1/8
	27	保育所等の複合化・多機能化推進事業		5/8※	1/8※
農林水産業 再開のための環境整備	28	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産省	3/4等※	1/4等※
	29	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業		3/4等※	1/4等※
	30	農業基盤整備促進事業		3/4等※	1/4等※
	31	被災地域農業復興総合支援事業		3/4	1/4
	32	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		3/4	1/4
	33	木質バイオマス施設等緊急整備事業		3/4等※	1/4等※
商工業再開のための 環境整備	34	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業	経済産業省	3/4	1/4
	35	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業		3/4※	1/4※
	36	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	復興庁	7/8※	1/8※

※事業内容によって補助率が異なる場合があるもの。

# 「福島再生加速化交付金」の概要について

平成26年3月4日  
復興庁  
原子力災害復興班

# 目次

I. 福島再生加速化交付金の対象分野	1
II. 福島再生加速化交付金の特徴	2
III. 対象地域	2
IV. 対象事業の概要	3
① 生活拠点の整備	4
② 生活環境の向上対策	5
③ 健康管理・健康不安対策	6
④ 社会福祉施設整備	7
⑤ 農林水産業再開のための環境整備	8
⑥ 商工業再開のための環境整備	9

# I. 福島再生加速化交付金の対象事業分野

## 福島再生のための新交付金の創設

○ 今回の経済対策(平成25年度補正予算)及び平成26年度予算から、既存の交付金等と新たな施策を一括し、新たな交付金として、「福島再生加速化交付金」を創設。

➤ **予算総額 1,600億円 (25年度補正予算案:512億円、26年度当初予算案:1,088億円)**

### 生活拠点の創設・整備

- 町内復興拠点等の生活拠点整備 (公的賃貸住宅の整備、学校施設の改善等)
- 社会福祉施設整備 (介護・福祉施設、児童福祉施設、保育所、認定子ども園の整備等)

### 生活環境向上、健康不安払拭

- 健康管理・健康不安対策 (個人線量計配布、相談員配置、モニタリングポスト設置等)
- 放射線不安を払拭する生活環境向上対策 (花壇設置等の防護措置、井戸・水道整備等)

### 産業再開に向けた環境整備

- 農林水産業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設の整備等)
- 商工業再開に向けた環境整備 (産業団地等整備、貸事業所整備等)

### 既存の施策との一括化

- 長期避難者支援(コミュニティ復活交付金): 帰還困難区域等を持つ町村内外での生活拠点整備
- 福島への定住支援(子ども元気復活交付金): 全天候型運動施設の整備、遊具の更新等
- 早期帰還の支援(地域の希望復活応援事業)の一部: 放射線防護関係等を交付金に移管

新規施策



一括化



既存施策

## Ⅱ. 福島再生加速化交付金の特徴

### 多様な事業メニューを対象に

本交付金では、既存の2交付金で行っていた事業に加え、基幹事業として新たに36事業を対象。各自治体が実情に応じて多様なメニューの中から選択して復興事業を実施可能。

### 地方負担分を軽減

メニューにある各事業において、通常の国庫補助率による国庫負担に加え、地方負担分も、追加的な国庫補助及び震災復興特別交付税により補填。これにより、通常の事業と比較して国がより前面に出て支援可能。

(注)各事業の国庫補助率は、事業毎に設定。一部の事業では、追加的な国庫補助はあるが震災復興特別交付税の対象外の場合もある。

### 効果促進事業によるきめ細かい対応

新規事業(36事業)において、「基幹事業」と一体となって効果を増大させる「効果促進事業」を、基幹事業費の35%を上限に設定しており、基幹事業に関連して各自治体が自主的かつ主体的に実施するきめ細かいニーズに対応した復興事業を実施可能。

## Ⅲ. 対象地域

新規事業(36事業)の対象地域は、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域等を含む12市町村。

(一部事業については、旧特定避難勧奨地点等を含む。)

(注)既存交付金(コミュニティ復活交付金、子ども元気復活交付金)の対象地域等については制度上の変更はない(避難指示区域外も対象)。

## IV. 対象事業の概要

新規6分野:36事業

- <1> 生活拠点の整備
- <2> 生活環境の向上対策
- <3> 健康管理・健康不安対策
- <4> 社会福祉施設整備
- <5> 農林水産業再開のための環境整備
- <6> 商工業再開のための環境整備

## ①生活拠点の整備

原子力災害被災地は、インフラ復旧が完全ではない上に、長期の避難により荒廃が進んでいる。現状では、本来帰還を望む住民や新規転入予定者が、避難指示解除後も帰還を躊躇し、他の地域への移転を選択する可能性もある。避難指示のあった区域に公的賃貸住宅等を建設し、希望する帰還住民が寄り添って効率的に生活を再開できる町内復興拠点の形成、更には新規転入者の定住支援のために、公的住宅の整備等を行う。

### 町内復興拠点の整備

避難指示解除される地域で、町内復興拠点を整備するため、帰還者や新規転入者のための公的賃貸住宅等の整備等を支援する。

町内の低線量地区に、帰還困難区域等の住民のための生活拠点を形成する場合は、コミュニティ復活事業(長期避難者生活拠点形成交付金)を活用する。

- (1) 福島再生賃貸住宅整備事業、(2) 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業、(3) 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業、(4) 埋蔵文化財発掘調査事業

### 教育環境の整備

小中学校や幼稚園等の教育施設は、長期の避難の間に相当な荒廃が進んでいる。公立学校施設の耐震化、改修事業等を行うとともに、認定こども園の新設・改修等を支援する。

- (5) 学校施設環境改善事業、(6) 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

【町内復興拠点のイメージ】



【幼稚園の新設・改修】





## ②生活環境の向上対策

原子力災害被災地では、避難指示解除後も、放射線への不安を抱きつつ帰還して生活を再開する。地元からは、放射線不安への対応を求める声が強い。このため、生活環境の快適性と放射線防護や不安払拭が同時に期待できる、きめ細かい生活環境向上対策を支援する。

### 線量防護効果のある生活環境の向上策 ((7)生活環境向上支援事業)

<事業例>

- ① 放射線を取り除く(公共建物の附属物交換、地域清掃 等)
- ② 放射線を遮蔽する(花壇の設置、側溝の有蓋化、遮蔽板設置 等)
- ③ 放射線を遠ざける(通路の付け替え 等)
- ④ 放射線を取り込まない(井戸掘削による安心な生活用水確保 等)

((注)共同井戸による簡易水道は「水道施設整備事業」で整備。)

【花壇の設置】



【簡易水道の整備】



### 水道施設整備による生活用水の確保 ((8)水道施設整備事業)

原子力災害被災地では、生活用水に沢水、表流水、浅井戸等を使用していた地域が少なくない。放射性物質が生活用水に混入することへの不安払拭や公衆衛生の向上等の見地から、早期に水道施設を整備する。

【放置された化学物質の例】

### 化学物質等の処理促進 ((9)避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業)

避難指示区域では、発災以降、危険物化学物質等がそのままの状況で長期間放置されている場合、設備劣化等が進み漏えいリスクが高まっている。危険物化学物質等の迅速な処理体制の構築を支援する。





### ③健康管理・健康不安対策

避難指示解除後も、地元住民の方々は残留する放射線への不安を抱きつつ帰還することになる。昨年12月の原災本部決定(閣議決定)等も踏まえ、住民の被ばく線量低減の努力を継続し、健康管理に万全を期すとともに、健康不安への対策を強化する。

#### きめ細かい放射線モニタリングの実施 ((10)放射線測定装置・機器等整備支援事業)

避難指示区域等において、放射線量をリアルタイムで測定するシステム及び可搬型モニタリングポスト等を、市町村や帰還住民等のニーズに応じて増設する。

【可搬型モニタリングポストの例】



【個人線量計の例】

#### 個人線量計の配布等 ((11)個人線量管理・線量低減活動支援事業)

避難指示解除前に希望する住民に対する個人線量計の貸与・測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、屋内の被ばく線量低減に資する事業の実証などを実施し、放射線に関する住民の不安の解消に資する取組を実施する。



【相談員の配置】

#### 相談員の配置等 ((12)相談員育成・配置事業、(14)被災者生活支援事業)

帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向け、「相談員」を育成・配置する事業を行う。

高齢者、障害者(児)等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの推進を図る事業を行う。



#### 保健衛生施設等の整備 ((13)保健衛生施設等施設・設備整備事業)

避難指示解除後の地域住民の健康増進及び疾病の予防・治療等公衆衛生の向上に寄与するため、保健衛生施設等の施設及び設備の整備を実施する。

## ④ 社会福祉施設整備

高齢者を中心とする帰還住民による生活拠点形成により、要介護者が増加することに伴って介護基盤の整備が求められる。また、若年層の帰還を円滑化するために、保育所や子育て支援のための拠点施設も整備し、幅広い年齢層の帰還を促進する。

### 介護・福祉施設整備

都市型軽費老人ホームや施設内保育施設等の先進的事業を行うための基盤の整備等に対して支援を行う。都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備、訪問看護、施設開設のための準備経費助成等により、高齢者にとって安心して居住できる環境を早期に整備する。

- (15) 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、
- (16) 地域介護・福祉空間整備推進事業、(17) 社会福祉施設等施設整備事業、
- (18) 介護基盤復興まちづくり整備事業、(19) 介護基盤の緊急整備特別対策事業、
- (20) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業
- (21) 施設開設準備経費助成特別対策事業

### 子育て環境等の整備

帰還後に子ども達が安心して遊べる環境を整備するため、保育所や認定こども園、子育て支援のための拠点施設等の新設・改修等を支援する。

- (22) 保育所緊急整備事業、(23) 放課後児童クラブ整備事業、(24) 児童福祉施設等整備事業、(25) 子育て支援のための拠点施設整備事業、(26) 認定こども園整備事業、(27) 保育所等の複合化・多機能化推進事業

【介護福祉施設のイメージ】



【訪問介護のイメージ】



【認定こども園の新設・改修】



## ⑤農林水産業再開のための環境整備

地域の基幹産業である農林水産業の再生は、原子力災害被災地の本格的な復興・再生に不可欠。このため、農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施する等、農林水産業の再開に向けた環境整備を行う。

### 営農再開に向けた環境整備(農山村地域復興基盤総合整備事業等)

農地・農業用施設等の生産基盤や生活環境の整備、農業用機械の導入等を支援する。

(28) 農山村地域復興基盤総合整備事業(※)、(29) 農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業、(30) 農業基盤整備促進事業、(31) 被災地域農業復興総合支援事業

<※ 農山村地域復興基盤総合整備事業の対象事業>

- ①復興基盤総合整備事業、②農地整備事業、③水利施設整備事業、④農地防災事業、⑤広域農業用水適正管理対策事業、⑥農業水利施設等保全再生事業、⑦営農再開支援水利施設等保全事業、⑧農業集落排水事業、⑨中山間地域総合整備事業、⑩草地畜産基盤整備事業、⑪畜産環境総合整備事業、⑫森林整備事業、⑬復興整備実施計画

### 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業(32)

地域の農林水産業を技術面から支えている県の農林水産試験研究機関について、その施設等を整備する。

### 木質バイオマス施設等緊急整備事業(33)

木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設等の整備や木造公共建築物の整備等により、地域の資源活用を推進する。

【ほ場整備のイメージ】



【農林水産関係試験研究機関】



【木質バイオマス関連施設整備】





## ⑥ 商工業再開のための環境整備

原子力災害被災地の再生には、避難した工場や商店等の帰還による事業再開はもとより、新たな企業や新たな研究拠点の従事者や事業者の転入、それに応じた商業関係者の転入も、被災地再生加速の原動力として期待される。これらの商工業分野の活動を円滑にする環境整備を行う。

### 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業(34)

原子力災害被災地の商工業再開には、既存の産業団地の再編に加え、新規転入事業者のための産業団地等の整備も急務の課題。整備が遅れば、事業者は被災地の域外に立地を決定してしまう。産業団地等を被災自治体が整備する際に、土地取得・用地造成を含めた支援を行い、商工業再開のための環境整備を加速する。

【工業団地造成の例】



### 原子力災害被災地域事業所整備等支援事業(35)

原子力災害被災地は、避難指示解除後も当面は人口が回復しない。このため、事業リスクが高く、事業者が事業所等を自前で構えることは難しく、事務所・事業所施設や福利厚生施設の賃貸利用を希望。しかし、地元には貸事業所等は少なく、復興の障害となっている。このため、自治体が行う貸事業所等の整備事業を支援する。

【貸共同事務所の例】



### 事業者等向け浄化槽導入等支援事業(36)

原子力災害被災地では、下水道インフラ修復が遅れていることが早期再開の障害となっている。復興加速のため、下水道インフラが修復されるまでの間、各事業所等に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備し、事業者や商業施設の早期再開を目指す。